

小松島市有機農業実施計画 概要

1. 市区町村
小松島市
2. 計画対象期間
令和5年度 ～ 令和9年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>本市の農業は、勝浦川、那賀川の両流域に広がる肥沃な土壌と恵まれた気象条件のもと、水稻を主体に施設園芸や畜産、山間丘陵地帯での果樹など多様な農業生産を展開しています。関西圏に近いという立地条件から、都市部の消費者ニーズの高い「安全・安心」な農産物の提供が求められています。</p> <p>一方、農業者の高齢化、担い手不足、自然災害の増加、生産資材の高騰及び農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。</p> <p>このような中、需要の高まっている有機農産物について、生産から流通、加工、消費までの一貫した地域ぐるみの取組を推進し、安定した農業生産ができる体制づくりに取り組む必要があります。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金事業において、有機農業の取組を行う市内農業者は、令和3年度末現在で28経営体となっています。また、有機JAS認証を取得せずに実質的に有機農業に取り組んでいる生産者が多い状況です。</p> <p>イ 5年後に目指す目標</p> <p>(1) 水稻の有機農業取組面積の拡大【令和3年度:約37.4haから令和9年度:約47.4ha以上】</p> <p>(2) 有機農業に取り組んでいる経営体数の増加 【令和3年度:28経営体から令和9年度:33経営体以上】</p> <p>(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る確認手法として、国際的に行われている有機農業の実施として導入されているPGSを参考とした相互確認【令和3年度:0件から令和9年度:2件以上】</p> <p>※(1)～(2)は、環境保全型農業直接支払交付金の申請を基準とする。</p>
3. 取組内容
<p>ア 有機農業の調達及び生産段階の推進の取組</p> <p>【調達】</p> <p>(1) 市内の未利用有機質資源を原料とするたい肥等の生産施設の整備を促進します。必要な支援策については、関係機関等とも連携・協力し、情報共有に努めます。</p> <p>(2) 徳島県内で生産されたたい肥について、資源循環型農業の確立に向けた積極的な活用を促進します。</p> <p>(3) 農業者へ土壌診断に基づく施肥設計を推進し、たい肥等の適正施用を行う土づくりを拡大します。</p> <p>【生産】</p> <p>(1) 有機農業の技術取得を希望する新規就農者に対して、「とくしま有機農業サポートセンター」への研修相談や情報提供等を行い、その後の本市への定住促進に努めます。</p> <p>(2) 有機農産物の栽培のために、新たな農地が必要になった場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じて農地の情報提供を行います。</p> <p>(3) 各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催を行い、高品質・多収穫・高栄養価を実現するBLOF理論に基づく栽培方法を中心とした提案を行います。</p> <p>(4) 慣行栽培からネオニコチノイド系農薬の不使用、特別栽培、有機農業へのステップアップや、品目ごとの円滑な有機農業への転換が図られるように、情報提供を行います。</p> <p>(5) 有機JAS認証を受けようとする農業者に対し、必要に応じた支援、情報提供を行います。</p> <p>(6) 農業者が有機農業に取り組み易くするために、既に一定の成果を挙げている有機農業者や関係機関と連携し、有機農業者間の情報交換や研修、情報の共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件・立地条件に適した技術体系を確立し、情報提供を行います。</p> <p>イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組</p> <p>【加工・流通】</p> <p>(1) 有機農業により生産される農産物の販路を確保するため、情報を収集し提供を行います。</p> <p>(2) 有機農産物を活用した加工商品の開発及び加工商品向けの有機農産物の品種について、農業者や各構成団体と検討を行い、情報発信等の連携を行います。</p> <p>【消費】</p> <p>(1) 有機JAS認証や特別栽培農産物等の検査認証制度、ならびに生物多様性農業に関する認定制度等の認証・認定を受けている市内農業者については、本市の生物多様性農業・有機農業を支える重要な生産者として、消費者への積極的なPRを行います。</p>

(2)有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の環境への負荷の低減及び生物多様性の保全等がもたらす効果について、消費者、流通・販売業者等に対し周知を図ります。

(3)有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るため、生産者と各関係機関、流通・販売業者等と連携・協力し、消費者に対するPR等や販売促進を行います。

(4)小松島市外の有機農産物のPRや就農者を募集するイベントでは、東とくしま農業協同組合や生活協同組合コープ自然派しこく等との協力体制を構築します。計画、出展、実績について、情報共有と次回に向けた検証・改善を重ね、イベント出展への費用対効果が最大となるように努めます。

(5)市内の小中学校においては、「食農教育」、「地産地消」、「田んぼの生きもの調査を始めとした生物多様性の保全活動」、「市内の学校給食等への有機農産物の活用」について関係機関と連携し、関連づけられたものとして取り組みます。また、子どもたちを通して、その他の世代にも有機農業を考える機会をつくり、市内有機農産物の消費拡大につなげます。

4. 取組の推進体制

ア 実施体制

小松島市、小松島市農業委員会、小松島市教育委員会、東とくしま農業協同組合、NPO法とくしま有機農業サポートセンター、生活協同組合連合会コープ自然派事業連合、徳島県、生物多様性に関連する地元企業、生物多様性農業に取り組む農業者

イ 関係者の役割

- ・行政機関(徳島県・小松島市の各部署)
有機農業実施計画の実施に必要な事務・支援・情報共有
- ・東とくしま農業協同組合、生活協同組合連合会コープ自然派事業連合
農業者への直接的な支援、消費者への有機農産物販売促進
- ・NPO法とくしま有機農業サポートセンター
水稻を中心とした、市内就農定住希望者への有機農業指導
- ・有機農業者
 1. 有機農産物の生産維持及び新たな取組の試行
 2. 有機農業転換者へのサポート
- ・生物多様性に関連する地元企業
有機資材の安定的供給・新規開発

5. 資金計画

別紙のとおり

6. 本事業以外の関連事業の概要

小松島市就農定住支援事業により、本市にて就農定住を行い、かつ一定の基準を満たした者には、家賃の一定額の補助を行っています。定住就農に関するサポートは、有機農業者数の増加に欠かせないことから、本事業についても引き続き推進します。

7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

徳島県みどりの食料システム戦略基本計画について、本市が関わる特定区域などの目標について相互に連携・協力を行います。

8 その他

【計画の周知】

小松島市ホームページに掲載し、市内外に広く発信します。

5 資金計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	1. 生産(調達含む) 620,160円 2. 流通・加工 167,220円 3. 消費 1,614,170円	1. 生産(調達含む) 620,160円 2. 流通・加工 167,220円 3. 消費 1,614,170円	1. 生産(調達含む) 1,000,000円 2. 流通・加工 300,000円 3. 消費 700,000円	1. 生産(調達含む) 1,000,000円 2. 流通・加工 300,000円 3. 消費 700,000円	1. 生産(調達含む) 1,000,000円 2. 流通・加工 300,000円 3. 消費 700,000円

※令和5年度及び令和6年度については、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用する